

## 精神科救急医療に係る事業取扱要領 細則

精神科救急医療に係る事業取扱要領の（１）人口按分負担割合、（２）診察等事業及び（４）輪番病院確保事業の支払いに関して以下のとおり細則を定める。

### 1 人口按分負担割合

人口按分負担割合により算出した各自治体の負担額の合計に±１円の端数が生じた場合、次表１に掲げる調整順位（人口按分負担割合算出時の四捨五入による切捨て・切上げ負担分に応じた順位）に応じて負担額の調整を行う。１円余剰が生じた場合は、調整順位最上位の自治体の負担額を１円減らし、１円不足が生じた場合は、調整順位最下位の自治体の負担額を１円増やすものとする。

（表１）平成２７年度 国勢調査結果を基にした調整順位（令和３年度まで適用）

自治体	人口	四捨五入前 人口按分 負担割合	人口按分 負担割合	四捨五入による 切捨て・切上げ 負担分	調整 順位
神奈川県 (県所管域)	3,204,942 人	35.114%	35.1%	-0.014%	3 位
横浜市	3,726,167 人	40.824%	40.8%	-0.024%	4 位
川崎市	1,475,300 人	16.164%	16.2%	+0.036%	1 位
相模原市	720,914 人	7.898%	7.9%	+0.002%	2 位
県全体	9,127,323 人	100.000%	100%	—	—

### 2 診察等事業

神奈川県精神科病院協会及び神奈川県精神神経科診療所協会の輪番調整により他の輪番病院等へ精神保健診察のために派遣される指定医（以下、「応援指定医」という。）の指定医報酬について、休日に診察派遣応需体制を確保する指定医に対しては、派遣の有無に関わらず支払うものとする。

### 3 輪番病院確保事業

#### （１）受入体制確保費

ア 協会が輪番調整した日（以下「輪番日」という。）の空床確認時点で受入病床（原則として保護室）の空床等救急患者受入体制を確保し、救急患者の受入要請を断らなかった場合に支払う。受入病床の空床が確保されていれば、受入要請をしなかった場合にも支払う。また、空床がない場合は支払いをしないが、救急患者の受入要請に応じた場合は支払う。空床確認時点は輪番区分に応じて、次表２に掲げるとおりとする。

なお、輪番日以外の日には救急患者の受入要請に応じた場合は上記に準じて支払う。

また、輪番外病院への支払いについては、別紙１の通りとする。

イ 横浜市精神科救急基幹病院機能強化事業における補助金の交付を受け確保された専用病床（以下「横浜市専用病床」という。）からの後方移送受入れに係る平日輪番病院の受入体制確保費は、横浜市が全額負担をするものとする。

ただし、同日に救急患者の依頼と横浜市専用病床からの後方移送を同一の平日輪番病院が受入れた場合には、四縣市按分により支払うものとする。

ウ 同日に同じ病院が夜間輪番病院及び深夜輪番病院を兼ねる場合、16:30 時点で保護室の空床を2床確保し、救急患者の受入要請を断らなかったときは、夜間輪番病院及び深夜輪番病院の受入体制確保費を支払う。また、1件目で断ったときは夜間輪番病院及び深夜輪番病院の受入体制確保費は支払わない。さらに、1件目を断らず、2件目を断ったときは、受入時間帯に関わらず1件目は夜間輪番病院分、2件目は深夜輪番病院分とみなし、夜間輪番病院受入体制確保費のみを支払い、深夜輪番病院受入体制確保費は支払わない。

16:30 時点で保護室の空床確保が1床のみのときは、夜間輪番病院のみ実施するものとみなし、夜間輪番病院受入体制確保費のみを支払い、深夜輪番病院受入体制確保費は支払わない。ただし、病院の了解があれば、夜間輪番病院の延長として深夜帯にも受入要請を行うことができる。病院が深夜帯に受入要請に応じたときは、受入協力料及び受入時間延長体制確保料を支払う。

エ 同日に同じ病院が休日輪番病院及び土日午後輪番病院を兼ねる場合、金額が高い一方の受入体制確保費を支払う。

(表2) 輪番区分別空床確認時点

輪番区分	空床確認時点
平日輪番病院	9:00
夜間輪番病院	16:30
深夜輪番病院	21:30
休日輪番病院	9:00
土日午後輪番病院	14:00

## (2) 受入協力料

ア 受入要請に基づいて初期救急、二次救急及び警察官通報等の患者の受入れを行った場合には、受入協力料として支払う。これについては、診察を開始すれば、その結果を問わず支払う。

輪番の時間帯以外に受入れを行った場合には上記に準じて支払う。

イ 輪番病院に属さない神奈川県内の医療機関が救急患者の受入要請に応じた場合、受入協力料を支払うことができるが、その判断については各自治体が行うこととする。

### (3) 再診察体制確保加算

再診察設定日に再診察体制を確保した輪番病院の受入体制確保費に加算するものとする。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 4 月 1 日施行の精神科救急医療に係る事業執行取扱要領 細則は、廃止する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から適用する。